

# 滋賀大学における成績評価のガイドライン

〔令和元年11月26日制定  
教育・学生支援機構会議〕

## 1. ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、学部・研究科が教育課程の特性に応じて具体的な成績評価基準を設定し、成績分布の組織的な点検を行う際の指針となるべき留意事項を提示することで、各授業科目の教育水準を確保するとともに、厳格かつ客観的な成績評価を図り、もって本学の教育の質と信頼性の向上に寄与することを目的とする。

## 2. 実施主体

成績評価基準の設定及び成績分布の組織的な点検は、教育課程の特性に応じて学部・研究科が主体となって実施するものとする。その際、学部間の調整及び全学的な基準の策定等が必要な場合は、必要に応じて教育・学生支援機構と協議することができる。

## 3. 成績の評語（評価）、得点（評点）、及び評価基準

国立大学法人滋賀大学 GPA 制度に関する要項第2条に定められている評価等に従う。

区分	成績の評語 （評価）	GP	評価基準	対応する得点（評点）
合格	秀	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。	90 点以上
	優	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	80 点以上 90 点未満
	良	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。	70 点以上 80 点未満
	可	1	到達目標を達成している。	60 点以上 70 点未満
不合格	不可	0	到達目標を達成していない。	60 点未満

## 4. 「成績評価の基準」等の設定と学生への明示

### (1) 学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針との関連性

各科目の成績評価の前提として、学部・研究科の学位授与方針を意識して「授業の到達目標」を設定し、事前に学生に示すことが求められる。そのため、シラバスの項目「授業の到達目標」を、当該授業科目が各学部・研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のうちいずれの要素と関連するのかを意識して具体的に記載するものとする。また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、当該授業科目の教育課程全体での位置づけを考慮して記載することが求められる。

## (2) 単位の実質化を担保する学修時間の確保

単位の実質化（大学設置基準に基づき1単位あたり45時間の学修が必要）が担保されるようにシラバスの項目「授業の到達目標」、「授業計画」及び「事前学習・事後学習など授業時間外の学習」を記載するものとする。その際、講義や演習を含めて1単位あたり45時間の学修が必要な分量の授業時間外学習（事前学習・事後学習）を具体的にシラバスに記載し、学生に明示するものとする。

## (3) 「成績評価の基準」の記載方法

シラバスの項目「成績評価の基準」には、「授業の到達目標」欄に記載した各到達目標について、「成績評価の方法」欄に記載したいずれの方法で達成度を図るのかを記述する。その際、何ほどの程度できればどのような評点になるのかが、到達目標ごとに学生にはっきりとわかるように記載するものとする。

「成績評価の基準」は、授業の到達目標としての最低限要求される水準及び、さらに高い評価を得るためにはどのような能力を表出させればどのように評価されるか具体的に記載し、学生にとって学習の指針となるような記載を行うことが望ましい。具体的な成績評価基準の提示を行うことで、成績評価に関する教員と学生の認識をあらかじめ近づけ、透明性のある評価を確保するとともに、成績のフィードバックを通じて学生の主体的な学びが促進されることが期待される。

シラバスを具体的に記載する方法以外にも、成績評価の項目である評価観点ごとに評価水準を示す尺度と各段階の尺度を満たした場合の特徴の記述を表にしたルーブリックを科目別に作成し、学生に提示する方法などが考えられるので、各学部・研究科において検討することが望ましい。

## 5. 多様な評価方法からの適切な選択

成績評価は、学部・研究科及び担当教員の判断により、学部・研究科の教育課程の特性や学問分野の性質に応じ、シラバスに記載したすべての到達目標の達成度を測定できるよう、定期試験、小テスト、レポート、実演、学習記録及び発表・報告など、多様な方法の中から当該授業科目に適切な方法を選択又は組み合わせるものとする。

## 6. 同一科目間での公平性への配慮

同じ授業科目を複数のクラスで開講し複数の教員が担当する場合は、クラス分けに伴う学生間の不公平に配慮し、担当教員間で成績評価基準及び成績評価方法に大きな差が生じないように協議し、調整を行うことが望ましい。この場合にも、複数の教員が複数のクラスで開講する同一の授業科目ごとにルーブリックを作成し、学生に提示しておく方法などが考えられる。

## 7. 成績評価分布の目安

成績評価については、入門科目、語学科目及び体育科目などを含めたすべての科目について一律に相対評価を導入することは難しいため、従来どおりの絶対評価で行うことを基本とする。

ただし、その場合でも学部・研究科ごとに緩やかな相対評価の基準を設定することが望ましい。

例えば、学部ごとに一部の科目群について相対評価の目安を設定し、そのうえで目安から大きく乖離した成績分布の科目については、担当教員に説明を求めるなどの方法が考えられる。

相対評価を導入する場合、「秀」の評語（評価）については、履修者数の概ね10%程度を上限とし、また、「秀」と「優」の履修者数に占める合計比率は、概ね40%程度を上限とすることを目安とすることなどが考えられるが、履修者数や科目の特性に応じて学部・研究科及び当該授業の担当教員が適切に判断できる余地を残すことが適切である。

成績評価分布の目安については、内部質保証の観点からも、学部・研究科ごとに議論を深め、適切に対応することが求められる。

#### 8. 成績評価分布の組織的な点検の実施

原則として毎学期ごとに、学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われているか組織的に確認し、その結果を記録するものとする。

組織的な確認の際には、①成績評価の分布状況、②成績評価の妥当性の事後チェック（成績評価の分布の偏りの点検）、③GPA制度の実施状況及び④個人指導が中心となる科目の場合は成績評価の客観性を担保するための措置について確認を行うものとする。

#### 9. 説明責任

各学部・研究科の成績照会制度などを適切に運用し、学生の質問に対して誠実に応答するとともに、成績の根拠を提示できるよう留意するものとする。

#### 10. 組織的な点検の実施・改善のプロセス

各学部・研究科の内部質保証に係る自己点検・評価の際に、成績評価基準や成績分布について組織として点検を行い、継続して改善を行うものとする。